◇ ヘルパーステーション 多田の里 ◇　（令和8年6月1日より）

※飯塚市の訪問介護サービスでは1単位に10.21円を乗じた額の1割又は2割又は3割がご利用者負担額となります。
　負担割合は、保険者が発行する介護保険負担割合証をご確認下さい。

○訪問介護サービス（要介護1～5の方が対象のサービス）

基本単位（8:00～18:00　1回あたり）

身体介護		身体介護と生活援助 ※身体介護に引続き生活援助を行った場合
20分以上30分未満	（244単位）	身体介護に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合は、所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65単位(195単位を限度)を加算した単位数を算定
30分以上60分未満	（387単位）	
60分以上の場合は567単位で、30分を増すごとに82単位を加算		
生活援助		※2人体制で対応した場合は所定単位数の2倍を算定 ※夜間、早朝は所定単位数の25%を加算します。 ※深夜は所定単位数の50%を加算します。
20分以上45分未満	（179単位）	
45分以上	（220単位）	

□当事業所は厚生労働大臣が定める基準に適合する特定事業所となり特定事業所加算（Ⅱ）として上記の所定単位数に10%を加算します。
□初めての訪問介護サービス提供月は初回加算として＋200単位　※ひと月に200単位加算されます。
□介護職員処遇改善加算（Ⅰ-イ）は、ひと月の総利用単位数×27.0%を加算します。
□生活機能向上連携加算Ⅰは、ひと月につき＋100単位、生活機能向上連携加算Ⅱは、ひと月につき＋200単位

○介護予防・日常生活支援総合事業（要支援者等の方が対象のサービス）

基本単位（8:00～18:00　1回あたり）

訪問型サービスA ※調理やゴミ出しなどの生活援助	
1回：60分程度	（235単位）
事業対象者・要支援1…週に1～2回利用可	
要支援2…週に1～3回利用可	

訪問型サービスⅠ～Ⅲ ※訪問介護員による生活援助・身体介護	
週1回利用	（月定額：1,176単位）
週2回利用	（月定額：2,349単位）
週3回利用	（月定額：3,727単位）

□訪問型サービスⅠ～Ⅲは、初めての訪問型サービス提供月は初回加算として＋200単位
□訪問型サービスⅠ～Ⅲは、介護職員処遇改善加算（Ⅰ-イ）（ひと月の総利用単位数×27.0%）を加算します。
※訪問型サービスの単位数は市町村により異なります。

～利用料金例～

要介護1～5の認定を受けた方が30分以上60分未満の身体介護を**月に5回利用**した場合	1割負担の方	2,762　円
	2割負担の方	5,524　円
	3割負担の方	8,286　円
要支援1・2または事業対象者の方が訪問型サービスAを**月に5回利用**した場合	1割負担の方	1,200　円
	2割負担の方	2,400　円
	3割負担の方	3,600　円
要支援1・2または事業対象者の方が訪問型サービスⅠ（週に1回利用の月定額）を利用した場合	1割負担の方	1,526　円
	2割負担の方	3,051　円
	3割負担の方	4,577　円